

市民の生命を

守る医療の 充実について

高橋 一由議員

Q 「災害や病气、事故等から市民の命を守る」これは、市政の最重要課題です。医師不足が深刻な問題となっている今日、診療時間内の救急患者受入れはほぼ可能でも、夜間は当直医師の専門科目でかなり左右されるのが現状です。救命率向上に向け、町単位では難しかった病院や医師のネットワーク化による体制の整備、医師会との話し合い、医療機関への補助等「合併」効果を生かし、市民の命を守るべく、夜間救急医療体制の充実・強化を求めたいと思いますが、市長の考えを伺います。

A 救急指定病院が管内に16あり大半が夜間の体制をとっています。夜間救急医療体制の充実・強化は、医師の専門性を的確に把握し、夜間救急医療

体制を十分機能するよう、診療機能の充実整備、医療資源の適正配置をしなければならず、専門医師あるいはスタッフ、設備を考えると莫大な費用を要し、実態をみても伊達管内で対応しているのが、2つの病院であり困難とされます。今後、夜間救急医療体制の充実について、医師会と協議していきたいと考えています。

伊達市議会のホームページを開設しています。
アクセスしてみてください。

アドレス
<http://www.city.date.fukushima.jp/>

合併特例債の

使途について

佐々木 彰議員

Q 今年度、合併特例債は、18億3200万円の起債の予定があります。新市建設計画では10年間で230億円程度起債の計画がありますが、平成28年度以降32年度まで合併による地方交付税の算定は段階的に減額され、以後、算定替の適用がなくなります。加えて国では地方交付税の減額を検討している中、28年度以降伊達市の公債費の負担が、重荷になると考えられます。このようなことから、市長の合併特例債の使途を含めた基本的

な考えをお伺いします。

A 合併特例債の使途は、新市建設計画に基づき、合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るためや均衡ある発展に資するためを行う公共施設の整備、さらに総合的かつ効果的に推進するためを行う公共施設の総合整備等に該当する事業が対象とされており、10年後の起債残高が合併時の5町の起債残高の合計より増加しないよう、上限を定めて財政健全化の堅持に努めて参ります。

「新生伊達市」の

今後について

菅野與志昭議員

Q ①伊達市のまちづくりについて、合併

から半年が経過し、現実や状況を見た上での現在の考え方

旧町の振興計画を継承しつつも広域的な事業に、どのように取り組むのでしょうか。また、伊達市合併から離脱した桑折町、国見町とは今後、合併を視野に入れて対応していくのか伺います。②「人口減の歯止め」「税収増」は、今後のまちづくり、健全財政の為に重要な問題と考えますが、どのように取り組むのでしょうか。地場産業（農業、地元商工業）が元気なことが地域の活性化、人口増、税収増につながっていくと考えます。早急に効果的な取り組みが必要ではないでしょうか。

A ①議会、地域審議会の決定事項を基に、事業の統合一元化による効率化と少子高齢化対策など地域の特性を生かした分権、分散化のバランスを図りながら新市建設計画の実施計画を策定し、実行して参ります。桑折町、国見町との関係については、同一の広域圏を構成しており、従来同様、常に意思疎通を図って参ります。

②市民、議会、行政が一体となり少子高齢化対策、定住化対策を実施するよう、伊達市総合計画を早期に策定し、実



▲伊達地方の特産の桃をはじめとして、高付加価値な果物の産地づくりを目指して振興策を進める必要がある。

効あるまちづくりを進めて参ります。

果樹生産振興対策について

清野 公治議員

伊達市は、農業の基幹を果樹生産地として大きく育つてき

ました。農協を初め指導機関との連携を密にし、環境に優しく、安全安心を重視した高

付加価値な果物産地づくりを一層進めていかなければなりません。担い手の減少、生産者の高齢化、天候不順による収量の減収、価格の低迷など課題も多くありますが、安定した果樹生産へ力を注いでいかなければならないと考えますが、市として果樹生産振興対策をどのように取り組んでいくのか伺います。また、消費拡大を図るため、販路拡大と価格の安定確保が大切であり、市としてPR対策について伺います。



特産品である果樹の振興を図るべく、県のグレードアップ

事業の実施や旧5町で行ってきた事業を継承し各種事業を展開してきました。今後とも関係機関、団体と協力し振興に努めてまいります。PR対策については、福島県果物消費拡大委員会とはもとより、JA伊達みらい、全農、さらには認定農業者のホームページ、商工観光パンフレット等により広く県内外に行うよう努めます。

虐待防止・暴力防止

対策について

金子 恵美議員



虐待の防止、早期発見、早期対応のため、法の下、市町村はその責務をしっかりと認識し、地域社会全体での取り組みを目指さなければなりません。

そこで、本市では、DV（家庭内暴力）、高齢者虐待の発生状況をどのように把握しているのでしょうか。また、それぞれの虐待について次の点について伺います。①伊達市児童虐待防止連絡協議会のメンバー選任の基準は、また、協議会の機能を活かす方策は何か。児童虐待の相談窓口の整備はどうか。②DVセンターの設置、また、福祉事務所に女性相談員を配置してはどうか。③高齢者虐待をいち早く発見し、被害者を保護するための取組みは。



①委員の選任につきましては、児童福

祉法により協議会の要綱を定め、関係する団体等の推薦をいただき選任いたします。協議会の機能を虐待防止につなげる方法としては、情報交換、早期発見、サポートシステムの構築、地域での協力体制などの活動を通じ防止に努めるとともに支援活動を実践する児童虐待対策専門部を設置し効果的に進めます。②児童虐待防止を目的とした家庭児童相談員を2名委嘱し、相談窓口体制をとっておりさらに、専門保育士を児童福祉係に配置して防止に努めて参ります。③虐待防止のための周知、地域包括ケア会議などのネットワークを通じて、連携を図り、高齢者虐待防止に努めて参ります。